

一般包括輸出許可等取扱要領（6貿局第211号）
新旧対照表

（傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一般包括許可 一般包括許可の種類は、第1種一般包括輸出許可、第1種一般包括役務取引許可、第2種一般包括輸出許可及び第2種一般包括役務取引許可とする。</p> <p>1 第1種一般包括許可 一～三（略）</p> <p>四 第1種一般包括許可の条件 第1種一般包括許可には、以下に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。</p> <p>1 第1種一般包括輸出許可 <u>（1）第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。）の規定に該当するとき又は核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という）のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。</u></p> <p><u>（2）第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍用途に用いられる場合（その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方</u></p>	<p>一般包括許可 一般包括許可の種類は、第1種一般包括輸出許可、第1種一般包括役務取引許可、第2種一般包括輸出許可及び第2種一般包括役務取引許可とする。</p> <p>1 第1種一般包括許可 一～三（略）</p> <p>四 第1種一般包括許可の条件 第1種一般包括許可には、以下に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。</p> <p>1 第1種一般包括輸出許可 <u>（1）第1種一般包括輸出許可の範囲のうち、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成8年通商産業省令第16号。以下「核兵器等開発等省令」という。）に掲げる核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合に該当するとき又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたとき（輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地とする場合にあっては、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたとき）は、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。</u></p> <p><u>（2）第1種一般包括輸出許可の範囲のうち、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物（貿易経済協力局長が別に定めるものに限る。）を同表下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたとき（輸出令別表第4の2に掲げる地</u></p>

式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して「文書等」という。)において、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人(以下「輸入者等」という。)から連絡を受けた場合に限る。)には、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(3) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、その貨物が、核兵器等の開発等のために用いられる場合(その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書等において、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けた場合に限る。)又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(4) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる場合(その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書等において、当該貨物が核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けた場合に限る。)又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(5) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。

域を仕向地とする場合にあっては、輸出令第4条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたときは、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。

(3) 第1種一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。

(4) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令に掲げる核兵器等の開発等に用いられる場合(核兵器等開発等省令第一号又は第四号に掲げるものに限る。)若しくはその他の軍事用途に用いられる場合(その貨物の輸出に関し、その契約書又は輸出者が入手した文書若しくは記録媒体において、当該貨物がその他の軍事用途に用いられることとなる旨記載若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物がその他の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者、需要者等から連絡を受けた場合に限る。)又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(5) 第1種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令に掲げる核兵器等の開発等に用いられる場合(核兵器等開発等省令第一号又は第四号に掲げるものに限る。)若しくはその他の軍事用途に用いられる場合(その貨物の輸出に関し、その契約書又は輸出者が入手した文書若しくは記録媒体において、当該貨物がその他の軍事用途に用いられることとなる旨記載若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物がその他の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者、需要者等から連絡を受けた場合に限る。(1)又は(2)に該当する場合を除く。)には、その輸出に対する第1種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

2 第1種一般包括役務取引許可

- (1) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号。以下「核兵器等開発等告示」という。）の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (2) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍用用途に利用される場合（その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍用用途に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍用用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人（以下「相手方等」という。）から連絡を受けた場合に限る。）には、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。
- (3) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、その技術が、核兵器等の開発等のために利用される場合（その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等の開発等に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取

2 第1種一般包括役務取引許可

- (1) 第1種一般包括役務取引許可の範囲のうち、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、その技術が、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件（平成12年通商産業省告示第748号。以下「核兵器等開発等告示」という。）に掲げる核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合に該当するとき又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたとき（輸出令別表第4の2に掲げる地域において提供することを目的とする場合にあっては、核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたとき）は、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (2) 第1種一般包括役務取引許可の範囲のうち、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術（貿易経済協力局長が別に定めるものに限る。）を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、その技術が、核兵器等開発等告示に該当するとき又は貿易外省令第9条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたとき（輸出令別表第4の2に掲げる地域において提供することを目的とする場合にあっては、貿易外省令第9条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたとき）は、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (3) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第1種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。
- (4) 第1種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引をしようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示に掲げる核兵器等の開発等に利用される場合（核兵器等開発等告示第一号又は第四号に掲げるものに限る。）若しくはその他の軍用用途に

引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等の開発等に利用されることとなる旨当該取引の相手方等から連絡を受けた場合に限る。) 又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(4) 第 1 種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等の開発等以外の軍事用途に利用される場合 (その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等の開発等以外の軍事用途に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等の開発等以外の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方等から連絡を受けた場合に限る。) 又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(5) 第 1 種一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第 1 種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

五～七 (略)

2 第 2 種一般包括許可

一～三 (略)

四 第 2 種一般包括許可の条件

第 2 種一般包括許可には、以下に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

1 第 2 種一般包括輸出許可

(1) (略)

(2) 第 2 種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして

利用される場合 (その取引に関し、その契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書若しくは記録媒体において、当該技術がその他の軍事用途に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術がその他の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方、当該技術を利用する者等から連絡を受けた場合に限る。) 又はその疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(5) 第 1 種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引をしようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示に掲げる核兵器等の開発等に利用される場合 (核兵器等開発等告示第一号又は第四号に掲げるものに限る。) 若しくはその他の軍事用途に利用される場合 (その取引に関し、その契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書若しくは記録媒体において、当該技術がその他の軍事用途に利用されることとなる旨記載若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術がその他の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方、当該技術を利用する者等から連絡を受けた場合に限る。 (1) 又は (2) に該当する場合を除く。) には、その取引に対する第 1 種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

五～七 (略)

2 第 2 種一般包括許可

一～三 (略)

四 第 2 種一般包括許可の条件

第 2 種一般包括許可には、それぞれ以下に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

1 第 2 種一般包括輸出許可

(1) (略)

(2) 第 2 種一般包括輸出許可の範囲のうち、輸出令別表第 1 の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物を輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令に掲げる核兵器等の開発等のた

経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(3) 第2種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられる場合(その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書等において、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けた場合に限る。)には、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(4) 第2種一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。

2 第2種一般包括役務取引許可

(1) (略)

(2) 第2種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために利用される

めに用いられるおそれがある場合に該当するとき又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。

(3) 第2種一般包括輸出許可の範囲のうち、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物(貿易経済協力局長が別に定めるものに限る。)を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたときは、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。

(4) 第2種一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして通商産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。

(5) 第2種一般包括輸出許可の範囲の貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令に掲げる核兵器等の開発等に用いられる場合(核兵器等開発等省令第一号又は第四号に掲げるものに限る。)若しくはその他の軍事用途に用いられる場合(その貨物の輸出に関し、その契約書又は輸出者が入手した文書若しくは記録媒体において、当該貨物がその他の軍事用途に用いられることとなる旨記載若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物がその他の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者、需要者等から連絡を受けた場合に限る。(2)又は(3)に該当する場合を除く。)には、その輸出に対する第2種一般包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

2 第2種一般包括役務取引許可

(1) (略)

(2) 第2種一般包括役務取引許可の範囲のうち、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引であって、その技術が、核兵器等開発等告示に掲げる核兵器等の開発等の

おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(3) 第2種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用される場合(その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方等から連絡を受けた場合に限る。)には、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(4) 第2種一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

五～七 (略)

特定包括許可

一 特定包括許可の要件

ために利用されるおそれがある場合に該当するとき又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

(3) 第2種一般包括役務取引許可の範囲のうち、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術(貿易経済協力局長が別に定めるものに限る。)を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引であって、その技術が、核兵器等開発等告示に該当するとき又は貿易外省令第9条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたときは、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

(4) 第2種一般包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。

(5) 第2種一般包括役務取引許可の範囲の技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引をしようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示に掲げる核兵器等の開発等に利用される場合(核兵器等開発等告示第一号又は第四号に掲げるものに限る。)若しくはその他の軍事用途に利用される場合(その取引に関し、その契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書若しくは記録媒体において、当該技術がその他の軍事用途に利用されることとなる旨記載若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術がその他の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方、当該技術を利用する者等から連絡を受けた場合に限る。(2)又は(3)に該当する場合を除く。)には、その取引に対する第2種一般包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

五～七 (略)

特定包括許可

一 特定包括許可の要件

1 特定包括輸出許可

輸出関連法規（役務取引関連法規を含む。以下同じ。）を遵守するための内部規程を整備し、それを確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の相手方に対して行う輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出について一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括輸出許可を行う。

2 特定包括役務取引許可

輸出関連法規を遵守するための内部規程を整備し、それを確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の非居住者との間で行う外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。

二 （略）

三 特定包括許可の条件

特定包括許可には、それぞれ以下に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

1 特定包括輸出許可

(1)～(2) (略)

(3) 特定包括輸出許可に係る貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(4) 特定包括輸出許可に係る貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍用途に用いられる場合（その貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書等において、当該貨物が核兵器等開発等省令の

1 特定包括輸出許可

輸出関連法規（役務取引関連法規を含む。以下同じ。）を遵守するための内部規程を整備し、それを確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の相手方に対して行う輸出令別表第1の2から14まで又は16の項の中欄に掲げる貨物の輸出について一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括輸出許可を行う

2 特定包括役務取引許可

輸出関連法規を遵守するための内部規程を整備し、それを確実に実施している者が、継続的な取引関係を有する同一の非居住者との間で行う外為令別表の2から14まで又は16の項の中欄に掲げる技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。

二 （略）

三 特定包括許可の条件

特定包括許可には、それぞれ以下に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

1 特定包括輸出許可

(1)～(2) (略)

(3) 特定包括輸出許可に係る貨物の範囲のうち、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令に掲げる核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合に該当するとき又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。

(4) 特定包括輸出許可に係る貨物の範囲のうち、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物（貿易経済協力局長が別に定めるものに限る。）を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物

規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等開発等省令の規定に該当する場合以外の軍事用途に用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けた場合に限る。）には、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(5) 特定包括輸出許可に係る貨物の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。

2 特定包括役務取引許可

(1) ~ (2) (略)

(3) 特定包括役務取引許可に係る技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(4) 特定包括役務取引許可に係る技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的として取引しようとする場合であって、その技術が、核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用される場合(その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書等において、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨記載され若しくは記録されている場合、又は取引を行おうとする者が、当該技術が核兵器等開発等告示の規定に該当する場合以外の軍事用途に利用されることとなる旨当該取引の相手方等から連絡を受けた場合に限る。)には、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。なお、疑いがある場合には、経済産業省に相談すること。

(5) 特定包括役務取引許可に係る技術の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取

が、核兵器等開発等省令に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。

(5) 特定包括輸出許可に係る貨物の範囲のうち、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、その貨物が、核兵器等開発等省令第1号若しくは第4号に該当するとき又は輸出令第4条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。

2 特定包括役務取引許可

(1) ~ (2) (略)

(3) 特定包括役務取引許可に係る役務取引の内容のうち、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引であって、その技術が、核兵器等開発等告示に掲げる核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合に該当するとき又は核兵器等の開発等のために利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。

(4) 特定包括役務取引許可に係る役務取引の内容のうち、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術(貿易経済協力局長が別に定めるものに限る。)を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引であって、その技術が、核兵器等開発等告示に該当するとき又は貿易外省令第9条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。

(5) 特定包括役務取引許可に係る役務取引の内容のうち、外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引であって、その技術が、核兵器等開発等告示第1号若しくは第4号に該当するとき又は貿易外省令第9条第1項第4号口の規定に基づく経済産業大臣の通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役

引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。

(略)

附 則 (1 4 . 2 .)

1 この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第 1 ~ 別紙第 6 (略)

務取引許可は、その効力を失う。

(略)

別紙第 1 ~ 別紙第 6 (略)